

令和3年8月19日

施設利用のみなさまへ

倉敷市

市内スポーツ施設の臨時休館について

現在、倉敷市では新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。これに伴い、岡山県に対して、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が、令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）までの間、倉敷市が措置区域に指定されたことから、市内すべてのスポーツ施設を臨時休館します。

記

1 期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで

2 対象施設

倉敷運動公園・酒津公園・水島緑地福田公園・水島中央公園・中山公園・玉島の森・児島地区公園・真備総合公園内のスポーツ施設、倉敷武道館、水島武道館、児島武道館、玉島武道館、船穂武道館、船穂弓道場、真備柔剣道場、倉敷体育館、水島体育館、粒江球技場、粒浦球技場、茶屋町球技場、倉敷市屋内水泳センター、倉敷市グラウンド・ゴルフ場、吉岡川北広場、高梁川船穂一之丁広場、福田東スポーツ広場、通生スポーツ広場

3 利用制限の内容

- ・期間中の新規利用・予約を中止します。
- ・既に予約済の場合は、中止または延期を検討してください。
- ・中止または延期が困難な大会等については、感染防止策が徹底されたもののみ利用を認めることとします。
- ・やむを得ず利用を認める場合についても、施設利用は20時までの時間短縮（大会開催の場合は21時までの時間短縮）とします。

4 その他

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- ・既に納付済みの使用料は、還付しますので、各施設の窓口にお問い合わせください。
- ・今後の状況に応じて、運用を変更する場合があります。